

検査体制等の拡充

検査体制等の拡充

1 高齢者施設等におけるPCR検査の重点実施

国の基本的対処方針に基づき実施している高齢者施設の職員等に対する検査を、7月も引き続き実施し、クラスターの発生を防止する。

【対象施設】 高齢者及び障害者・児の入所施設及び通所系事業所（府内全域約2,600施設）

【対象者】 上記施設に従事する職員等 約61,000人

【実施期間】 令和3年7月

【実施方法】 PCR検査（期間中1回実施）

2 変異株スクリーニングとゲノム解析体制の強化

デルタ株等変異株の発生状況を把握するため、L452Rスクリーニングを京都府保健環境研究所において実施するとともに、今月中にゲノム解析体制を確立し、早期の変異株把握と感染拡大防止に取り組む。